

沖縄県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、沖縄県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者の支援に係る情報交換に関すること
- (2) 支援の対象となる子ども・若者の支援の内容に関すること
- (3) 支援の対象となる子ども・若者の支援に関する研修、広報・啓発に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別紙に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）によって組織する。

- 2 協議会には会長をおく。
- 3 会長は、沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監にある者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会には、代表者会議及び実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の基本的な運営方針の決定や実務者会議が円滑に運営されるための環境整備等について協議する。
- 3 実務者会議は、関係機関等の実務担当者により構成し、地域の実態把握や各機関の役割の明確化や活動状況等について情報交換する他、第2条に掲げる所掌事務に関する事項について協議する。

(会議の開催)

第5条 代表者会議は、必要に応じ会長が招集し、議事を進行する。

- 2 実務者会議は、必要に応じ会長が招集し、青少年・子ども家庭課青少年育成班長が議事を進行する。
- 3 会長は、前2項の会議の開催に当たって必要があると認める場合は、関係機関等以外の者に対し出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する知事が指定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること
 - (2) その他協議会の運営に必要な事項に関すること

(指定支援機関)

第7条 法第22条第1項に規定する知事が指定する子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）は、特定非営利活動法人サポートセンターゆめさきとする。

- 2 指定支援機関は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 法第15条第1項第1号に掲げる支援を行うこと
 - (2) 支援に関する実践的・専門的な情報の提供を行うこと
 - (3) 調整機関と連携しつつ、協議会を円滑に運営すること
 - (4) その他子ども・若者に係る必要な支援を行うこと

(秘密保持義務等)

第8条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定に違反した者は、法第34条の規定に基づく罰則が適用される。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

別紙【構成機関等】

沖縄県子ども・若者支援地域協議会

(平成25年1月25日設置)

(平成26年10月9日改正)

分野	機関名
1 教育	沖縄県教育庁 県立学校教育課 " 義務教育課 " 生涯学習振興課 沖縄県立泊高等学校生徒就学支援センター
2 福祉	沖縄県子ども生活福祉部（統括監） " 福祉政策課 " 青少年・子ども家庭課 " 障害福祉課 " 中央児童相談所 沖縄県発達障害者支援センター
3 保健・医療	沖縄県保健医療部健康長寿課 沖縄県総合精神保健福祉センター
4 矯正・更生保護	那覇少年鑑別所 那覇保護観察所 沖縄県警察本部生活安全部少年課
5 雇用	沖縄労働局職業安定課 沖縄県商工労働部 雇用政策課 " 労働政策課 地域若者サポートステーションなご 地域若者サポートステーション沖縄 地域若者サポートステーション琉球
6 NPO 法人等	社団法人沖縄県青少年育成県民会議 NPO 法人サポートセンターゆめさき